鹿屋市告示第 340 号

鹿屋市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　7　月　3　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　7　月　3　日　　決　裁

鹿屋市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地域おこし協力隊起業等支援補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「任期終了の日から起算して前１年以内又は地域おこし協力隊員の任期終了の日から１年以内」を「任期２年目から任期終了後３年以内」に改める。

第４条を次のように改める。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、補助対象経費の全額とし、補助対象者１人当たり100万円を限度とする。ただし、鹿屋市内で起業する場合において１人以上の新規雇用をしたとき、又は鹿屋市内で事業承継を行う場合において当該事業に係る雇用数を維持したときは、補助金の額は、補助対象者１人当たり200万円を上限とする。なお、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その額を切り捨てる。

２　補助金の交付は、同一の補助対象者につき１回限りとする。ただし、初回の交付額が前項に規定する上限額に満たないとき又は初回の交付後に前項ただし書に規定する要件を満たすこととなり上限額が200万円となったときは、当該補助対象者に係る補助金の交付総額が当該上限額に達するまで、当該上限額から既に交付した補助金の額を控除した額を限度として、追加して補助金を交付することができる。

附　則

この要綱は、令和８年７月３日から施行する。